

## 議案第 92 号

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 21 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例

渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例（平成 18 年渋川市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「共に」を「ともに」に、「美術館」を「渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）」に改める。

第 2 条中「渋川市渋川 1901 番地 24」を「渋川市石原 6 番地 1」に改める。

第 3 条中「渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）」を「美術館」に改める。

第 5 条第 2 項中「別表第 2 で」を「別表第 2 に」に改める。

第 6 条第 3 項第 4 号中「展示作品」を「美術作品等」に改める。

第 11 条中「、利用の許可を受けたときは」を削る。

第 14 条第 2 項中「、前項」を「前項」に改める。

第 15 条中「施設等」を「美術作品等又は施設等」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（運営協議会）

第 16 条 美術館の円滑な運営を図るため、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 学識経験のある者
- （4） 公募した市民

3 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表徳富蘆花記念文学館運営委員会委員の項の次に次のように加える。

美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会委員	6, 100
----------------------	--------

理 由

美術館の移転及び運営協議会の設置並びに条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例（平成18年澁川市条例第113号）の一部改正）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の美術に関する知識及び教養の向上を図るとともに、芸術文化の振興に寄与するため、<u>澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）</u>を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。          名称 澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館          位置 <u>澁川市石原6番地1</u></p> <p>（職員）</p> <p>第3条 <u>美術館</u>に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>（特別観覧）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、<u>別表第2</u>に定める特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館の利用を許可しない。          （1）～（3）（略）          （4）その利用が<u>美術作品等</u>又は施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。          （5）（略）</p> <p>（使用料）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市民の美術に関する知識及び教養の向上を図ると共に<u>、</u>芸術文化の振興に寄与するため、<u>美術館</u> _____を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。          名称 澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館          位置 <u>澁川市澁川1901番地24</u></p> <p>（職員）</p> <p>第3条 <u>澁川市美術館・桑原巨守彫刻美術館（以下「美術館」という。）</u>に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>（特別観覧）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、<u>別表第2</u>で定める特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館の利用を許可しない。          （1）～（3）（略）          （4）その利用が<u>展示作品</u>又は施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。          （5）（略）</p> <p>（使用料）</p>

第11条 利用者は\_\_\_\_\_、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第14条 (略)

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者又は入場者は、故意又は過失により美術作品等又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営協議会)

第16条 美術館の円滑な運営を図るため、渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 学識経験のある者

(4) 公募した市民

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 (略)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第14条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 (略)

## 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（渋川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の一部改正）

（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																										
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 日額報酬</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>徳富蘆花記念文学館運営委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td>美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員</td> <td style="text-align: right;">1 5, 0 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p>	区分	報酬額	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）		徳富蘆花記念文学館運営委員会委員	6, 1 0 0	美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会委員	6, 1 0 0	介護認定審査会委員	1 5, 0 0 0	（略）		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 日額報酬</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>徳富蘆花記念文学館運営委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員</td> <td style="text-align: right;">1 5, 0 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p>	区分	報酬額	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）		徳富蘆花記念文学館運営委員会委員	6, 1 0 0	介護認定審査会委員	1 5, 0 0 0	（略）	
区分	報酬額																										
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0																										
（略）																											
徳富蘆花記念文学館運営委員会委員	6, 1 0 0																										
美術館・桑原巨守彫刻美術館運営協議会委員	6, 1 0 0																										
介護認定審査会委員	1 5, 0 0 0																										
（略）																											
区分	報酬額																										
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0																										
（略）																											
徳富蘆花記念文学館運営委員会委員	6, 1 0 0																										
介護認定審査会委員	1 5, 0 0 0																										
（略）																											